

1 1 2 . 0 1

電子証明書の届出

1. 特定手続の入力

電子情報処理組織を使用して出願等の特定手続を行う者は、当該特許手続について規定した特許等関係法令の規定において書面に記載すべきこととされている事項を、当該手続をする出願人等の使用に係る電子計算機から入力してその特定手続を行わなければならない（特例施規10条の2第1項）。この場合、出願人等が使用する電子計算機は、特許庁長官が定める技術的基準に適合したものでなければならない（特例施規10条の2第2項）。

2. 電子証明書の届出

電子情報処理組織を使用した特定手続においては、識別番号、電子署名及び電子証明書（→100.02）により特定手続を行う者の意思表示の確認を行うため、特定手続を行おうとする者は、電子証明書の届出に必要な事項を電子計算機から入力し、その電子証明書の届出を行わなければならない（特例施規15条1項）。

3. 電子証明書の追加又はその使用の中止の届出

電子証明書の届出をした者は、届け出た電子証明書の追加又はその使用を中止するときは、遅滞なく、特許庁長官に対し、電子証明書の追加等の届出に必要な事項を電子計算機から入力し、その届出を行わなければならない（特例施規15条2項）。

（改訂令和6・1）